

第3次集中改革プラン

(平成27年度～平成31年度)

平成27年3月

岩国市水道局

----- 目 次 -----

1】はじめに	1
(1)集中改革プランと水道ビジョン	1
(2)第3次集中改革プランの策定の背景	1
2】第3次集中改革プランの基本方針	2
(1)基本的な考え方	2
(2)プランの策定期間	2
(3)プランの目標	2
(4)プランの推進方法	3
3】第3次集中改革プランの実施項目	4
① 組織及び事務事業の再編・整理、廃止・統合	4
(ア)簡易水道事業統合に伴う新区域の業務体制	4
(イ)事務事業等の見直し	4
(ウ)安心・安定そして強靱な水道施設の整備	4
(エ)災害時等の体制整備	5
② 民間委託等の推進	5
・ 浄水場維持管理部門における再雇用・再任用制度の活用	5
③ 定員管理の適正化	6
・ 定員管理の適正化	6
④ 給与の適正化	7
・ 特殊勤務手当の見直し	7
⑤ 経費節減等の財政効果	7
・ 遊休地の有効利用	7

1】はじめに

(1) 集中改革プランと水道ビジョン

岩国市水道局は、平成18年3月20日の市町村合併に伴い、旧岩国市の水道事業及び工業用水道事業に加え、旧由宇町及び旧玖珂町の水道事業を引き継いだ新岩国市の水道事業及び工業用水道事業を運営してまいりました。

お客様から信頼と満足を得られるサービスの構築を目指して、施策を進めてまいりましたが、お客様ニーズが一段と高度化、多様化する状況変化に対応するため、厚生労働省が水道事業体共通の目標となる将来像として示した「水道ビジョン」に基づき、平成20年12月に「岩国市地域水道ビジョン」を策定しました。

この「水道ビジョン」に掲げる政策目標を取り入れるとともに、岩国市水道局独自の行財政改革の目標を掲げ、長期的な視点から簡素で効率的な事業の追求と継続的な経営健全化に資するため「集中改革プラン」及び「第2次集中改革プラン」を策定し、これまで具体的な取組みを行ってまいりました。この取組みの結果につきましては、概ね達成されたものと考えています。

(2) 第3次集中改革プランの策定の背景

岩国市水道局は、従来から組織のスリム化、業務の委託化など、経営改善及び経費削減に取組み、その成果として生活用水の水道料金については、全国有数の低料金で経営を維持しておりました。

しかし、水道施設の大半が昭和40年代から50年代の高度経済成長期に造られ、経年化及び老朽化が進んでおり、地震対策を積極的に進める必要があったため、平成24年4月に「水道施設耐震化10ヵ年計画」を策定し、その財源確保のため平成25年5月に水道料金の改定に踏み切りました。

水道事業の給水収益は節水意識の高まりや生活様式の変化から、減少傾向にあり、未だ底打ちの状況にはありません。支出面におきましても、平成28年度まで年次的に統合している簡易水道施設の維持管理経費が増嵩しておりますが、お客様に対する

「安心・安定そして強靱」な水道サービスの提供と持続可能な事業運営を確立し、なお一層の経営改善に取り組むため、第2次集中改革プランに引き続き、第3次集中改革プランを策定することとしました。

2】 第3次集中改革プランの基本方針

(1) 基本的な考え方

積極的に行財政改革の推進に取り組んだ「集中改革プラン」及び「第2次集中改革プラン」の検証結果を踏まえ、取り組むべき改善・改革項目を掲げ、実施年度において可能な限り目標を数値化した「第3次集中改革プラン」を策定し、行財政改革の推進を図るとともに、さらなるサービス向上を目指します。

また、必要に応じて目標の見直しを行いつつ、進行状況の適切な管理を行うとともに、実施状況の検証結果をホームページ等を通じて公表してまいります。

(2) プランの策定期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

(3) プランの目標

・経営基盤強化への取組み

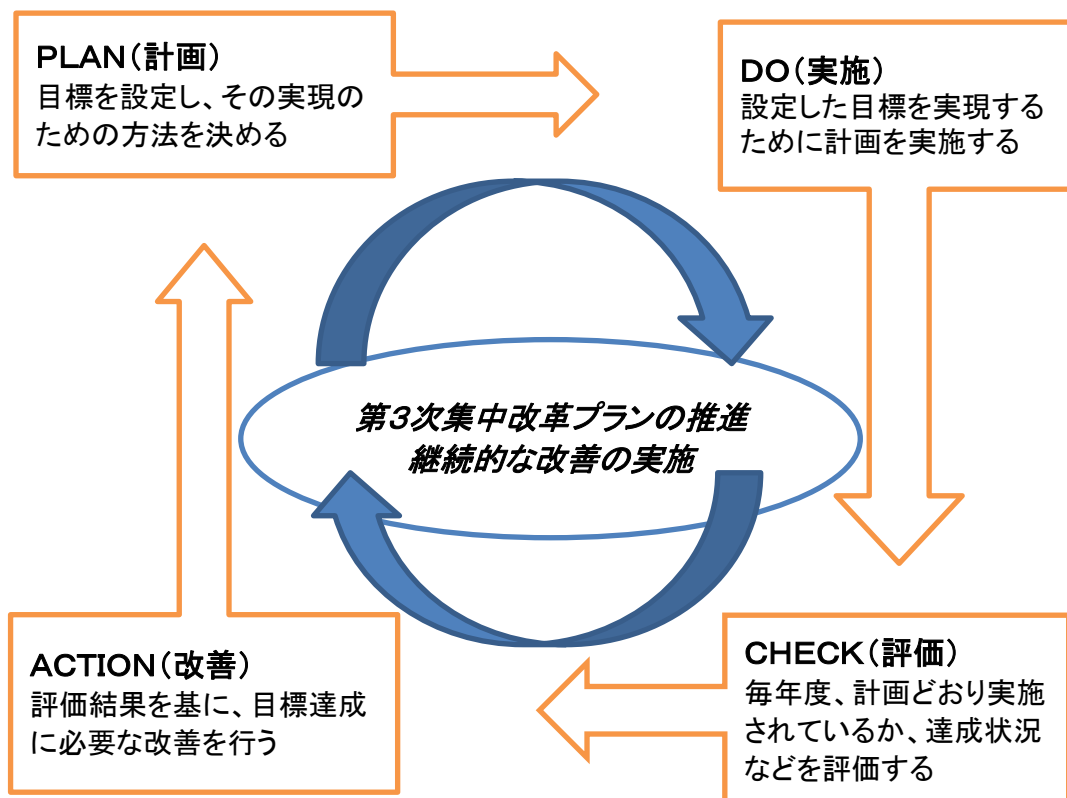
事業運営の基調については、お客様である市民のみなさまの視点に立ちながらも「経営・管理」を強く意識したものとし、更なる総支出の抑制、収益の増加を図るなど、経営基盤強化の取組みを次の5項目により具体的に示すこととします。

- ① 組織及び事務事業の再編・整理、廃止・統合
- ② 民間委託等の推進

- ③ 定員管理の適正化
- ④ 給与の適正化
- ⑤ 経費節減等の財政効果

(4) プランの推進方法

第3次集中改革プランの推進に当たっては、実施計画を策定し、計画的に実施します。実施に当たっては、マネジメントサイクル（P D C Aサイクル）に基づいた点検を行い、随時、計画の見直しを行います。



3】 第3次集中改革プランの実施項目

① 組織及び事務事業の再編・整理、廃止・統合

(ア) 簡易水道事業統合に伴う新区域の業務体制

岩国市簡易水道事業統合計画に基づき、平成22年度から簡易水道施設を順次、岩国市水道事業に統合しています。

毎年度拡大する給水区域においても、今までの給水区域と同等なサービスが提供できるように、一体的な施設整備と区域の特性に応じた維持管理等のバランスに配慮して、経営基盤の強化とサービス向上に努め、業務体制の再編成を進めます。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
新区域の業務体制	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(イ) 事務事業等の見直し

簡易水道事業の統合及び社会情勢の変化に伴う諸問題を把握し、より効率的な事業の運営を目指し、たえず見直しを図ります。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事務事業等の見直し	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(ウ) 安心・安定そして強靱な水道施設の整備

水道施設耐震化10ヵ年計画に基づき、災害に強い強靱な水道施設を構築するため、耐震化・更新などの対策を積極的に進めます。

毎年度、この計画の進捗状況及び財政状況について検証します。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
水道施設の整備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

(エ) 災害時等の体制整備

災害及び河川への油流出事故等に伴う動員体制、早期情報収集及び各関係機関との連絡体制を確立します。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
災害時等の体制整備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

② 民間委託等の推進

耐震化事業等、増大する業務量に対処するために、平成25年4月から水道料金関連業務の一部を民間事業者に委託しましたが、他の業務についても適宜検討をかさね、民間委託化や再雇用・再任用等の推進を図ります。

・ 浄水場維持管理部門における再雇用・再任用制度の活用

浄水場維持管理部門は、安全な水を安定的に供給するという水道事業の心臓部であり、各施設について専門的知識や経験を必要とするため、再雇用・再任用制度を導入することにより、豊富な知識及び技術等を職員に継承し、職員の資質の向上を図るとともに、経営の効率化を目指します。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
再雇用・再任用制度の活用	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

③ 定員管理の適正化

平成18年3月20日の市町村合併以前の職員数は95名でしたが、市町村合併や簡易水道統合計画が進み業務エリアが拡大し続けている状況の中、業務の委託化や浄水施設の巡視・監視業務に再雇用者を配置するなど、組織の見直しを行い、平成26年4月1日現在の職員数は84名となっています。

・ 定員管理の適正化

簡素で効率的な事業運営に努め、定員管理の適正化を行います。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
定員管理の適正化	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

職員数表

項目	年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
年度必要職員数		91	92	92	92	92
年度当初職員数		85	85	85	85	85
年度繰越職員数		83	82	83	84	82
退職予定職員数		3	2	1	3	3
採用予定職員数		2	3	2	1	3

注1：年度必要職員数は簡易水道事業の統合に伴い、移管する各簡易水道事業に従事していた職員数を加えた数である。

注2：年度繰越職員数は前年度の当初職員数から退職予定職員数を減じ、当年度の採用予定職員数を加えない数である。

④ 給与の適正化

- ・ 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当の見直しを検討・実施します。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
特殊勤務手当の見直し	検討	⇒	⇒	⇒	⇒

⑤ 経費節減等の財政効果

- ・ 遊休地の有効利用

高台団地の統合化等により、水道局が保有する不用となった土地を有効利用（売却を含む）することにより、収入の増加を図ります。

実施項目	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
遊休地の有効利用	検討	⇒	⇒	⇒	⇒